



島根県報

平成24年6月12日（火）

第2,400号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地処分 (農 村 整 備 課) 2

【公 告】

基本測量の実施 (用 地 対 策 課) 2

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 2

【正 誤】

平成23年1月7日付け島根県報第2,254号中 (総 務 課) 3

平成23年3月25日付け島根県報第2,276号中 (") 3

告 示**島根県告示第381号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、奥出雲町長から金川地区における換地処分を平成24年5月24日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間

平成24年8月1日から平成25年2月28日まで

3 作業地域

浜田市

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成24年6月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,777 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 164,807 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 仁多選挙区 | 4,085 |
| 邑智選挙区 | 6,044 |
| 鹿足選挙区 | 4,372 |
| 隠岐選挙区 | 6,118 |

松江選挙区	55,814
浜田選挙区	16,345
出雲選挙区	46,746
益田選挙区	13,862
大田選挙区	10,789
安来選挙区	11,580
江津選挙区	7,166
雲南・飯石選挙区	13,363

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 164,807

正 誤

平成23年1月7日付け島根県報第2,254号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	生活保護法に	生活保護法の

平成23年3月25日付け島根県報第2,276号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	県政情報センター等設置運営要綱の一部	県政情報センター等設置運営要綱の一部改正